

# 宿泊業生産性向上対策事業 補助金の御案内

京都府内の宿泊事業者が人手不足に対応するために実施する生産性向上に向けた取り組みに対して、必要な経費の一部を補助します。

対象事業者、補助上限額などの詳細は「京都府宿泊業生産性向上対策事業補助金」ホームページでご確認ください。

## 【事後申請方式】

### 補助上限

# 100万円

 (補助率3/4以内)

- ※1 対象期間内に経費の支払いを終え、証憑書類（振込明細書・領収書など）の必要書類を申請期限までに提出する必要があります。
- ※2 予算の範囲内での補助となるため、申請多数の場合は補助額が減額となる可能性があります。（先着順ではありません。）

## ■生産性向上等対策事業

<対象経費> 宿泊業の人手不足解消に向けた生産性向上に資する取組に要する経費

<対象期間> 令和5年12月22日(金)～令和6年2月14日(水)※事業の実施・支払含む  
例えば・・・

- 高性能調理器具、清掃ロボットなど省力化を通じた人手不足対策・生産性向上に資する機器等の導入に要する経費
- 自動チェックイン機、予約管理システムなどデジタル技術の活用を通じた人手不足・生産性向上に資する設備等の導入に要する経費

申請書受付締切: 令和6年2月14日(水) ※当日消印有効

補助対象施設: 京都府内の宿泊施設（ホテル、旅館、簡易宿所、下宿）

※国・地方公共団体が所有又は経営する宿泊施設は対象外となります。  
詳しくは交付要綱を参照ください。

問い合わせ先

TEL 075-746-2721

〔9:30～17:30（土日・祝日、12/29～1/3を除く）〕

補助金HP

URL [https://web.apollon.nta.co.jp/kyoto\\_syukuhaku/](https://web.apollon.nta.co.jp/kyoto_syukuhaku/)

※裏面にも詳細あり

事務局: 京都府宿泊業生産性向上対策事業補助金事務局

実施主体: 公益社団法人京都府観光連盟



# 宿泊業生産性向上対策事業補助金

補助対象事業者	旅館業法第3条第1項に規定する許可を得て、京都府内の宿泊施設を営む者
補助対象経費	人手不足解消に向けた生産性向上に資する取組に要する経費
補助率	3/4以内
補助金限度額	100万円/1施設あたり ※1,000円未満切り捨て
補助対象期間	令和5年12月22日(金)～令和6年2月14日(水)
申請方法	<p>(A)もしくは(B)のいずれかの方法により申請を受け付けます。</p> <p>(A)電子システムによる申請は、補助金HP内の「申込フォーム」が令和6年1月12日(金)より入力できますので、「申込フォーム」より必要事項を入力の上、申請ください。</p> <p>(B)紙&lt;郵送&gt;による申請は、補助金HPより申請様式をダウンロードし、必要書類を添付の上、補助金事務局へ郵送ください。 【申請書類 提出先】※持参による受付は行っていません。 〒600-8006 京都市下京区四条通柳馬場西入 ニッセイ四条柳馬場ビル2階 (株)日本旅行 京都四条支店内 京都府宿泊業生産性向上対策事業補助金 事務局 宛</p>
申請期限	令和6年2月14日(水) ※当日消印有効
申請にあたっての留意事項	<p>○補助事業は補助金の交付申請を行い、交付決定後に事業を実施するのが一般的ですが、本補助事業は事業完了後に交付申請兼実績報告を行う「事後申請方式」です。 「事後申請方式」となるため、補助対象期間内に契約し、納品・支払などが完了された後に申請いただきます。</p> <p>○申請いただいた経費の内容を事務局において、補助対象経費として適切であるかの審査を行います。 <b>審査の結果、補助対象として認められない経費や事務局が求める必要書類が提出できない経費は補助金を交付できません。</b> <b>&lt;重要&gt;</b> ・申請すれば必ず補助金が交付されるものではありません。 ・予算の範囲内での交付となるため、申請額より減額交付となる場合があります。</p>
募集スケジュール	<p>①令和5年12月22日(金)～:紙(郵送)による申請受付開始 ②令和6年1月12日(金)～:電子システムによる申請受付開始 ③令和6年2月14日(水):申請受付〆切 ④令和6年3月中旬:補助金交付(支払い) ※審査で承認されたものに限る</p>

交付要綱、申請様式、Q&Aなどは補助金HPでご確認いただけます。  
※表面に補助金HPへのURL・QRコードを記載しています。